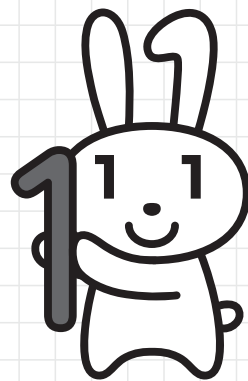


# 引っ越しの際は マイナンバーカード・通知カード の住所変更手続きを忘れずに



問合せ先/住民課 (979-8110)

## 「マイナンバーカード」「通知カード」は住所変更手続きが必要です

マイナンバー自体は引っ越ししても変わることはありませんが、「マイナンバーカード」または「通知カード」に新住所を追記する必要があります。転入届または転居届を提出する際に「マイナンバーカード」または「通知カード」の住所変更手続きを、市区町村窓口で行ってください。

同一世帯の住所変更手続きをまとめて行うことが可能ですので、世帯全員分の「マイナンバーカード」または「通知カード」をご持参ください。

### 【注意事項】

\*マイナンバーカードの住所変更手続きには全員分の暗証番号（4桁）の入力が必要となりますが、暗証番号の入力を行うことができるのは、本人とその同一世帯員、法定代理人に限られます。その他の代理人の場合は委任状が必要で、即日手続きが完了しません。照会書を本人に送付したあと必要事項を記入し、再度来庁していただきます。

\*マイナンバーカードに署名用電子証明書（6桁以上の英数字）が搭載されている場合は、住所変更により失効してしまうため、引き続き必要な場合は発行手続きをしてください。署名用電子証明書の発行手続きができるのは本人のみです。同一世帯員による手続きはできません。

引っ越し先で「マイナンバーカード」の交付申請をするときは、市区町村窓口にて渡される新住所の「マイナンバーカード交付申請書」を使用するか、通知カードと一緒に発送された交付申請書の住所の記載を新住所に書き換えて使用することができます。

マイナンバー制度の詳細はこちら

問合せ先 ▶ **マイナンバー総合フリーダイヤル** ○日本語：0120-95-0178 ○外国語：0120-01-7827

公式サイト ▶ **マイナンバー**

検索

(マイナンバーカード総合サイト URL : <https://www.kojinbango-card.go.jp/>)

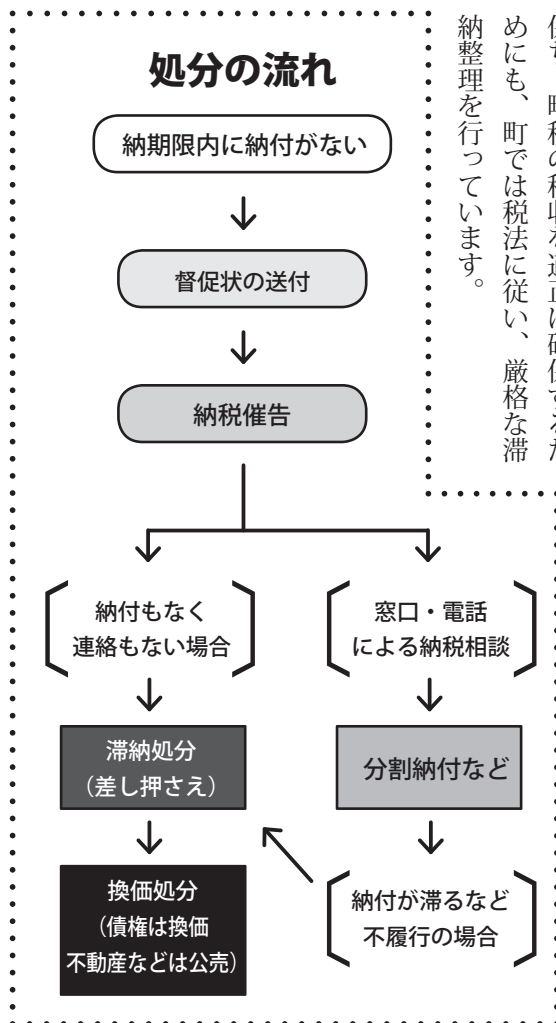


# 税金は納期限までに 納めましょう

税金の納付が遅れると

税金を納めずにいると

町民の皆さんに納めていただいている税金は、教育・福祉などのサービス、道路・水路や公共施設の維持管理など、よりよいまちづくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまうと公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。そのため、税金は定められた納期限までに納付をお願いしています。納期限内に納付した人との公平性を保ち、町税の徴収を適正に確保するためにも、町では税法に従い、厳格な滞納整理を行っています。



▼延滞金がかかります  
納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金がかかります。納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて計算します。  
延滞金の率は毎年変動し、2019年の延滞金の利率は8.9%（納期限後1か月は2.6%）の割合です。

▼差し押さえなどの強制処分  
納期限までに納付がない場合は、督促状を送付します。督促状を送付しても、なお納付がない場合は催告書などで催告（納税のお願い）を行います。それでも納付が確認できない場合は、不動産、動産（自動車、貴金属、電化製品など）、債権（給与、預貯金、生命保険など）を差し押さえます。  
差し押さえは法律に基づく自力執行権により裁判所を介さず町の判断で実施する強制処分です。

▼公売などの強制換価処分  
公売などの強制換価処分は、大切な町税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。平成21年度よりインターネット公売を実施しており、現在も継続して行っています。

まずはご連絡を！  
納税相談を実施しています



**休日納税相談会**  
日 時：5月12日（日）  
8時30分～12時30分  
場 所：役場1階税務課窓口

納期限内での納付が困難（失業、事業廃止など）な特別な事情がある場合は、そのまま放置せずに税務課へご相談ください。月曜日～金曜日は8時30分～17時15分、水曜日は事前にご連絡いただければ、19時まで相談を受けることができます。休日にも納税相談会を実施しています。平日に、納税相談が困難な人はぜひご利用ください。

問合せ先/税務課 (979-8107)